

令和5年度からの制度運用を目指しています。

川口市生産緑地地区における行為制限解除に伴う緑化奨励補助金

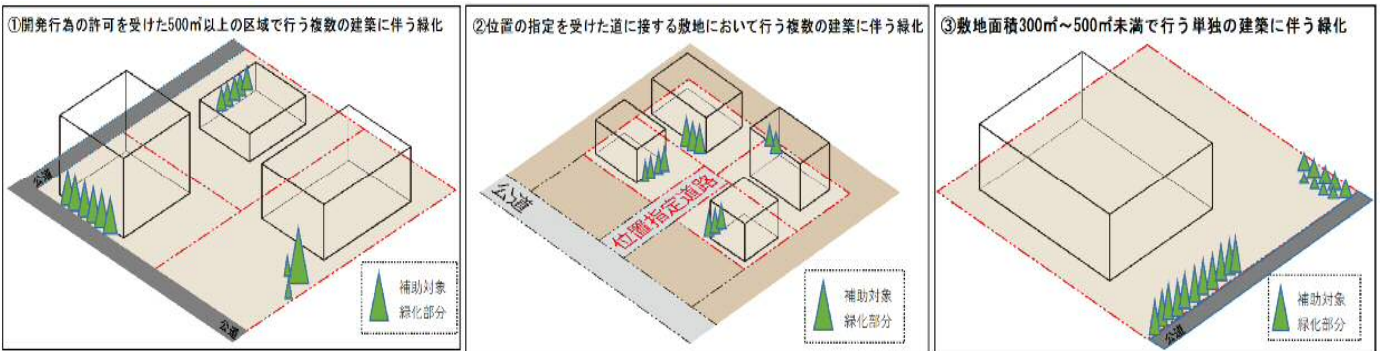
1 補助の対象者

市内の緑地の保全優先度の高い区域（裏面6参照）内にある生産緑地地区の行為制限を解除した土地等における最初に行う開発行為等の区域において、建築に伴う緑化を行う者。

※川口市（川口市緑のまちづくり推進条例・同施行規則）及び埼玉県（ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例・同施行規則）の緑化計画の基準の範囲内として行う緑化部分は、補助対象となりません。

2 補助の対象となる行為

以下の①～③のいずれかに該当する行為 ※①及び②は各建築敷地での緑化が必要



3 補助金の額

| 項目 | 限度額 | 備考 |
|----------------|-------------|----------------------------|
| 樹高2メートル以上の樹木 | 25,000円/本まで | 植栽する樹木の購入経費、支柱その他の材料費及び施工費 |
| 樹高1メートル以上の樹木 | 15,000円/本まで | |
| 樹高0.3メートル以上の樹木 | 2,500円/本まで | |
| その他の樹木・多年草 | 250円/株まで | |

※敷地に対し緑化率10%以上のものについては単価の割増有り。要件その他についてはみどり課までご相談ください。

4 受付期間

令和5年5月1日より（令和5年度予算で当該予算が認められた場合）

※令和5年4月3日より事前相談受付

※当該補助金の予算が議会で認められなかった場合には受付できません。

※予算に達した時点で受付を終了します。

5 留意事項

- 必ず緑化工事着手前にご相談ください。着手後の申請はできません。
- 市内業者（本市内に本社又は本店を置く事業者）を利用する場合のみ補助対象となります。
- 緑化工法・緑化資材の営業を目的とした緑化は補助できません。
- 管理放棄や撤去などを行った場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- 予算が成立しないこと等により、補助が実施できない、又は補助上限額どおりの補助とならない可能性があります。
- その他、不明な点はみどり課までお問い合わせください。

6 対象区域図 ※枠線内が対象区域（安行近郊緑地保全区域+埼玉県立安行武南自然公園区域）



※本補助金の詳細については下記 HP をご確認ください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01130/070/2/40797.html>



【問い合わせ先】 川口市三ツ和 1-14-3 鳩ヶ谷庁舎 3階
川口市 都市計画部みどり課 推進係
電話番号：048-242-6335 FAX：048-285-2003